

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	マーチャント・バンカーズ株式会社	コード	3121
提出日	2026/4/14	異動(予定)日	2026/4/1
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外取締役岩崎智彦氏、小久保直樹氏の辞任のため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	山中 大輔	社外取締役	○														○		有
2	片山 喜包	社外監査役	○														○		有
3	鈴木 昌也	社外監査役	○														○		有
4	家形 博	社外監査役	○														○		有
5																			
6																			
7																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	山中大輔氏は、弁護士として企業法務に精通しているところから、公平な立場で助言・意見をいただき、コンプライアンス強化やリスクヘッジといった観点からもご助力いただけるものと考え、社外取締役として選任するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれもないものと判断したため、同氏を独立役員として届け出ております。
2	該当事項はありません。	片山喜包氏は、企業の内部監査部門における豊富な業務経験と専門的知識を有しており、社外監査役としての立場から、積極的に当社経営の監査及び監督に対し助言・提案をしていることから、社外監査役として適任であると考えております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれもないものと判断しており、同氏を独立役員として届け出ております。
3	該当事項はありません。	鈴木昌也氏は、公認会計士として財務及び会計に係る専門的知識を有しており、独立した観点から当社経営の監査及び監督に対し助言や指導をしていることから、社外監査役として適任であると考えております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しており、同氏を独立役員として届け出ております。
4	該当事項はありません。	家形博氏は、金融機関及び事業会社の管理部門における専門的知識や経験等を有しており、積極的に当社の経営の監査及び監督に対し意見・提案をしていることから、社外監査役に適任であると考えております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、同氏を独立役員として届け出ております。
5		
6		
7		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。